

広報室会議に関する規則

(平成九年十二月十九日規則第六十六号)

改正 平成一一年 二月一九日

(目的)

第一条 この規則は、広報室規程(会規第四十一号、以下「規程」という。)第二条の規程に基づき、広報室会議(以下「室会議」という。)の構成、運営等に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(室会議の構成)

第二条 室会議は、事務総長及び事務次長のほか、次の各号に掲げる者により構成する。

- 一 広報室長
  - 二 広報室嘱託
  - 三 企画部広報課長及び同担当課員
- (室会議の運営)

第三条 室会議は、広報室長が招集する。

2 室会議の議長は、広報室長が当たる。ただし、広報室長が出席できないときは、広報室嘱託のうち広報室長の指名する者が議長となる。

3 室会議の議事については、議事録を作り、二十年間保

- 1 -

存する。

(守秘義務)

第四条 第二条に定める室会議の構成員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後といえども同様とする。

(細則)

第五条 規程第一条各号に定める事項については、別に細則を定めることができる。

附 則

この規則は、平成九年十二月十九日から施行する。

附 則 (平成一一年二月一九日改正)

第二条第三号の改正規定は、平成十一年七月一日から施行する。

- 2 -